

各種申請時に必要な届出者の本人確認書類

各種手続きにおける押印廃止に伴い、なりすましによる虚偽申請や事件等を未然に防ぎ、市民の皆様の個人情報保護をさらに強化するため、軽自動車税（種別割）の登録や廃車申請時等の「届出者本人確認書類の提示」をお願いいたします。

窓口で提示していただく「本人確認書類」次のとおりです。

<窓口で提示していただくもの>

■ 1点の提示で済むもの

【A】 1点の提示で済むもの

* 運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真付）

* 公の機関が発行した次の免許証、許可証、資格証明書など

船員手帳、海技免状、小型船操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明証、動力者操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

■ 2点の提示が必要なもの

タイプBから2点 又は BとCから1点ずつ

【B】

* 国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、介護保険証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金証書、厚生年金証書、船員年金証書、共済年金証書、恩給証書、住民基本台帳カード（写真なし）、印鑑登録証明書（登録印を持参）

【C】

* 学生証・会社の身分証明書（写真付）、公の機関が発行した資格証明書[（写真付）【A】を除く]、キャッシュカード、預金通帳など